

社会福祉法人美熊野福祉会 行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立することができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員…取得者を1人以上にすること

女性職員…取得率を90%以上にすること

<対策>

- 令和4年4月～ 管理職会議で育休の法改正や男性職員の育休取得について周知し、全職員にも伝達する。
また、育休対象職員を把握した場合、上司が個別に面談し、意向確認を行う。

目標2：ワークライフバランスを実現するために、下記のことを実施する。

- ・ノー残業デー実施の周知を徹底する。
- ・年次有給休暇の取得率を70%以上にする。

<対策>

- 令和4年4月～ 各事業所の所定外労働時間数および課題を把握。
ノー残業デー実施についての周知を毎月行う。
年次有給休暇を取得できていない職員に対し、随時、個別に働きかける。



Mikumano Welfare Association

美熊野福祉会